

# 名取市公民館貸館基準

令和8年4月1日策定

この基準は、名取市公民館管理規則（以下「規則」）第12条の規定に基づき、公民館を適切な使用に供するため必要な事項を定めるものです。

なお、各公民館の施設案内、利用方法については、各公民館のホームページをご覧ください。

## 1 名取市の公民館について

～名取市の公民館は、社会教育法（以下「社教法」）に基づく名取市民のための社会教育施設です～

現在、名取市には各小学校区単位に合計11館の公民館が設置されていますが、その歴史は古く、昭和20年代に合併前の6か町村でそれぞれ公民館が設置された時代まで遡ります。（高館、館腰、愛島、増田、下増田、閑上の順で開館。）

その後、昭和30年の名取町誕生、昭和33年の名取市制施行を経て、公民館の数が増設されていきました。（名取が丘、増田西、相互台、ゆりが丘、那智が丘の順で開館。）

現在に至る歴史の中で、本市の公民館はその機能や組織の変化を経ましたが、一貫して社会教育の中心的な役割を担いながら活動を展開し、それぞれの地区と密接な繋がりを構築しながら「地区民の学びの拠点」として発展してきました。

## 2 公民館の使用許可申請について

～名取市の公民館は、名取市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するため地方自治法を根拠に定められた「公の施設」です～

名取市民や名取市内の団体等は、原則として使用しようとする日の3か月前から使用許可申請を行うことができます。

名取市外の方や市外の団体等は、原則として使用しようとする日の1か月前から使用許可申請を行うことができます。

### 市内・市外の判断

#### (1) 営利事業者等団体の場合

・事務所の所在地により判断します。

（NPO法人の場合は法人登記の所在地により判断します。）

・所在地が明確でない場合は、構成員により判断します。（名取市民が過半数の場合は市内の団体とみなします。）

※名取市民には、居住者だけではなく、通勤・通学の方を含みます。（以下同じ。）

(2) 愛好会・サークルの場合

- ・名取市民が過半数の場合、市内の愛好会・サークルとみなします。

### 3 使用不可の場合について

～次の◆1～4の場合は公民館を使用することができません～

◆1 営利事業者のうち「もっぱら営利事業を行う」場合（社教法第23条第1項第1号）

- ・営利事業者には、講師本人が主催している学習団体を含みます。
- ・「もっぱら営利事業」とは、商品（役務の提供を含む。）の「販売」「展示」「説明」「宣伝」「予約注文」「契約行為」等の直接利益を得ようとする商行為をいいます。
- ・「役務」とは、商品のような形のあるものとは異なり、目に見えない労働やサービス等の価値を提供することをいいます。
- ・「もっぱら営利事業」にあたるか否かについては、公民館窓口での聞き取り等により判断します。（申請者の方へチェックシートへの記載や、判断のために必要な書類の提出をお願いする場合があります。）

※ 社内研修や会議、採用試験や面接、社員の福利厚生事業、社会貢献としての住民のための社会教育事業などを行う場合は使用することができます。

※ 葬儀及び婚礼会場並びに学校教育における業者テスト会場の貸館は行いません。

◆2 政治団体のうち対象者が党員や政治団体会員だけの場合（社教法第23条第1項第2号）

※ 選挙期間中の個人演説会はこの限りではありません。（公職選挙法第164条）

◆3 宗教団体のうち特定の宗派の会員や信者だけの集会の場合（社教法第23条第2項）

◆4 次に該当する場合（名取市公民館条例（以下「条例」という。）第6条第2項各号）

- ① 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき
- ② 施設又は設備をき損するおそれがあるとき
- ③ その他公民館設置の目的に反するとき（社教法第20条）

※ ◆4については、生涯学習課にて判断します。

※ 暴力団の使用については、「名取市暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例」の規定により対応します。

#### 4 使用料の減免について

～使用料が全額減免となる場合があります～

規則第10条「使用料の減免」の規定により、公共団体、市内の社会教育関係団体・公共的団体・町内会等がその本来の目的達成のために行う事業で使用する場合は全額減免となります。

##### (1) 「公共団体」

名取市を含めた全ての公共団体とし、国及び国の機関もこれにみなす取り扱いとします。

なお、営利事業者が公共団体と共催・包括連携・協働提案の各事業を行う場合は「公共団体」扱いとなり、減免となる場合がありますので事前に公民館又は生涯学習課へご相談ください。

##### (2) 市内の「社会教育関係団体」

婦人会、青少年健全育成会、子ども会、PTA（保護者のみで構成される団体を含む。）、小中高生の部活動、愛好会・サークル等をいいます。

なお、PTAの減免要件は次のとおりとします。

- ・市内教育機関のPTAは、構成員が占める市内在住者の割合に関わらず全額減免で使用できます。
- ・市外教育機関のPTAは、構成員が占める市内在住者の割合が過半数である場合に全額減免で使用できます。

また、愛好会・サークルの要件は、次の①～⑤の全てに該当するものとします。

- ① 会員による自主的かつ民主的な運営を行っている。
- ② 会員は広く市民を対象としている。
- ③ 会員数が5人以上で過半数が市内在住又は通勤若しくは通学している。  
(1～4名の少人数であっても使用できますが、規則第10条の規定に該当しないため有料での使用となります。)
- ④ 学習成果を地域に還元する意思がある。
- ⑤ 公民館による「愛好会・サークル調査」に協力している。

※①～⑤のいずれかに該当しない項目がある場合は、公民館へご相談ください。

##### (3) 市内の「公共的団体」

農協、漁協、商工会、地域包括支援センター、観光物産協会、保育事業者（認可・認可外とも）、幼稚園事業者、その他NPOや公益的な法人等をいいます。

※公共的団体が行う条例第9条で定める「公益的事業」とは、名取市民全般を対象として行う生活文化の振興や社会福祉の増進等に寄与する事業をいいます。

#### (4) 市内の町内会等

町内会のほか、自治会、契約会、区長会、民生児童委員会、福祉委員会、衛生協力会、交通安全協会、防犯協会、防火協力会、女性防火クラブ、消防団、老人クラブ等の地区民により組織された団体をいいます。

### 5 その他

#### (1) 「未成年者のみ」による使用

未成年者のみによる使用はできません。成人の方が使用申請を行い、使用日においても成人の方の同伴が可能なきに使用できます。

#### (2) 「同級会、同窓会、誕生会、偲ぶ会、OB会等」による使用

社会教育事業を伴わない参加者同士の親睦・交流のみを行う私的使用であれば規則第10条の減免規定に該当しないため有料となります。

#### (3) その他の場合による使用

この基準に定めのない事例については、法の規定や地域の実情等を考慮しながら、生涯学習課で判断します。

### 6 施行期日等

#### (1) この基準は、令和8年4月1日の貸館申請受付分から施行します。

なお、この基準の内容は、社会情勢等に鑑みて適宜見直しを行うこととします。

#### (2) 名取市公民館貸館基準（平成8年3月27日策定）は、廃止します。